

当事業所のご利用者様・ご家族の皆様へ

より良い介護サービス提供のため 職員が安心・安全に働ける環境づくりに ご協力ください。



⚠️ “カスタマーハラスメント” が全国で増加しています。

- 一部のご利用者やご家族等による、職員への身体的・精神的暴力やセクシャルハラスメントが問題となっています。
- 「利用者からハラスメントを受けた経験がある」職員は全国で50%を超えています*。
- ハラスメント発生が職員に与える影響は深刻です（ハラスメントによりけがや病気になった職員は1～2割、仕事を辞めたいと思った職員は2～4割*）。

～ハラスメントのない環境づくりは、
事業所の努力だけでは達成できません。
皆様のご理解・ご協力をどうかよろしくお願いいたします。～



※厚労省調査より（平成30年度～）

「ハラスメント」とは？

精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為



セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為



身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為



理不尽なサービスの要求

契約の範囲を超えたサービスの要求をすること



病気または障害に起因する症状については、介護施設・事業所として職員の安全に配慮しつつ、ケアマネジャーや医師、関係機関等と連携し対応してまいります。